

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市大谷池土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）安井第1地区）を行うことについて令和6年9月25日認可した。

令和6年10月4日

香川県知事 池 田 豊 人